

令和7年度第3回紫波町地域公共交通会議 会議録

1. 日 時 令和8年2月3日(火) 午後2時00分～2時30分
2. 場 所 紫波町役場 3階 会議室 302・303
3. 出席者等 【出席委員19人】
山上里香委員、浦部和之委員、川村竜也委員、宮澤淳委員、大野尚彦委員、鷹觜武寿委員、浅沼幸男委員、石亀孝文委員、小笠原悦子委員、阿部重雄委員、鷹觜靖子委員、佐々木拓真委員、佐々木亜津子委員、中久木晴人委員(代理:長崎円美)、橘富和委員、吉原武志委員、八島史在委員、藤田美菜子委員、北原啓司委員
【欠席委員2人】
菅原克也委員、三上新吾委員
4. 事務局 紫波町 企画総務部 企画課 森川企画課長、金子総合政策係長、武藤主任
5. 経 過
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 協議
法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について
 - 4 報告
紫波町地域公共交通会議の任意団体への移行について
 - 5 その他
 - 6 閉会

主な発言は以下のとおり

(1 開会)

- 事務局 : それでは、ただいまより令和7年度第3回紫波町地域公共交通会議を開催いたします。
はじめに、本会議の会長について皆様にお知らせいたします。
会議設置要綱第4の規定により、会長は町長またはその指名する者とされておりまして、これまでは藤原副町長が務めておりましたが、先日1月31日をもって辞職しましたので、後任として山上企画総務部長が会長を務めます。
それでは、会長の山上企画総務部長から挨拶を申し上げます。

(2 あいさつ)

- 山上会長 : 改めまして、企画総務部長の山上と申します。よろしくお願ひします。
今回、副町長が辞職されたということで、町長から指名をいただき、会長となったところでございます。非常に短い任期となりますが、精一杯務めますので、皆様よろしくお願ひします。
- 事務局 : それでは、事務局より会議の成立を報告します。
- 事務局 : 本日の会議に招集いたしました委員は21名です。そのうち、19名の委員の皆様にご出席いただき、過半数を超えております。
よって、紫波町地域公共交通会議設置要綱第5第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。
- 事務局 : これより協議に入らせていただきます。
議事の進行は、紫波町地域公共交通会議要綱第4第2項の規定により、会長が議長となるとされておりますので、山上会長に進行をお願いいたします。

(3 協議)

- 山上会長 : それでは「3 協議」に入らせていただきます。
協議事項「法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について」の説明をお願いします。
- 事務局 : 協議事項を説明。

- 山 上 会 長 : それでは、協議事項についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 宮 澤 委 員 : 事務局から説明があったとおり、事務局と有限会社紫波タクシーとの意思疎通に行き違いが生じ、前回の第2回会議時に有限会社紫波タクシーから要望書の提出がなされなかったということで、今回対応していただいたところです。
なお、この制度については、前回は株式会社ヒノヤタクシーの大野委員からお話がありましたが、今のタクシー業界が置かれる厳しい状況では、5両以上の車両を保有することが非常に厳しくなっていますので、最低車両数を2台に緩和していただくということではございますが、今後、状況が変わってきましたら、タクシーの利用状況に合わせて車両数を見直していくことになると思われます。今後、タクシー業界が置かれる状況が良くなることを待ち望みながら、事業を運営していくということでございますので、ぜひ状況をご理解願います。
- 阿 部 委 員 : タクシー事業者が車両を5台保有していくことは、普通の自家用車と違い、様々な経費がかかることから経済的負担が大きいということは、皆様もご理解いただけたと思います。
1点確認したいのですが、有限会社紫波タクシーは、現在、運転者1名で営業を行っているかと認識していますが、間違いはないでしょうか。
- 事 務 局 : そのように認識しております。
- 山 上 会 長 : それでは、協議事項「法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
(全員賛成)
- 山 上 会 長 : 全員の賛成をいただきましたので、原案のとおり決めます。
- (4 報 告) :
- 山 上 会 長 : それでは「4 報告」に入らせていただきます。
報告事項「紫波町地域公共交通会議の任意団体への移行について」の説明をお願いします。
- 事 務 局 : 報告事項を説明。
- 山 上 会 長 : それでは、報告事項についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 佐々木(亜)委員 : こちらについては、令和2年の法改正により、フィーダー系統補助金にしましては、真に公的負担で確保維持が必要な系統について、効果的・効率的に支援するということで、補助対象が法定協議会等のみとなっており、認定申請や事業者への振込等も法定協議会等として行っていただくことになりました。これまでは、経過措置期間ということで、国土交通省から直接各交通事業者へ支払いが行われていましたが、令和7年度からは経過措置期間が終了したため、各地域公共交通会議等を経由して支払いを行う必要が生じたことから、このような手続きしていただく形になったものと思っております。
組織の設置根拠となる法令等や協議内容等も変わりませんが、口座の開設等の関係で、任意組織への移行が必要になったものと理解しております。
- 吉 原 委 員 : この後に開催予定の設立総会で承認された場合、任意団体が設立されるという理解でよろしいでしょうか。
また、事業会計の期間は、任意団体が成立された日から今年度末までとなるのでしょうか。
- 事 務 局 : 任意団体の設立日については、お見込みのとおりです。
会計期間については、本日から令和8年3月31日までとして整理させていただきたいと考えています。
- 小 笠 原 委 員 : 前回も感じたことですが、この会議は、既に決まったことについて、私たちが賛成・反対するだけの会議なのかなと思いました。

本日、資料をばつと見せていただいても、あまりよく理解できません。
今回、この任意団体が設立すると、令和8年3月31までの任期ということになるのでしょうか。また、新しく4月から予算を組み直すということでしょうか。

事務局：任意団体への移行後の委員の任期については2年度とする予定ですが、現在の委員の皆様については、任意団体へ移行した後も、引き続き委員に就任していただくものとみなすという形で整理し、任期は令和9年3月31日までとさせていただきます。

予算については、毎年度予算計画について委員の皆様にご承認いただき、事業を進めるものになります。来年度の予算については、来年度第1回目の会議で協議をしていただく予定です。

山上会長：事務局に提案ですが、先に任意団体について詳しく説明をした方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局：順番が前後してしまいますが、一度任意団体に移行する理由や、その結果どのような変化があるかなど、もう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思えます。

事務局：報告事項について改めて説明。

大野委員：本会議の一番の目的は、紫波町の公共交通確保維持をすることだと思っておりますので、デマンド型乗合バス「しわまる号」に係る補助金に特化したものではないということについて、誤解を招かないよう強くお話しいただければと思います。

事務局：失礼いたしました。本会議を設置する趣旨は、大野委員がおっしゃったとおりです。紫波町の公共交通の活性化・維持をしていくために議論していただく場となっています。その上で、国の補助金を活用するためにこのような任意団体としての位置付けに移行することが必要になりました。

事務局：今までの町の附属機関としての地域公共交通会議は、本会議をもって一旦終了します。本会議の閉会後に設立総会を開催し、新たな任意団体に係る規約等の制定について、改めて委員の皆様にお諮りするという流れを想定していますが、このような流れで進めてよろしいのでしょうか。

(異議なし)

(5 その他)

事務局：続いて、「5 その他」に入らせていただきます。
本会議の閉会後に新たな紫波町地域公共交通会議設立総会を開催します。そちらでも同様のお時間を設けておりますので、この場では省略させていただきます。

(6 閉会)

事務局：以上をもちまして、令和7年度第3回紫波町地域公共交通会議を終了いたします。本日はありがとうございました。